

令和元年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(令和元年 6 月 3 日)

令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和元年5月27日（月）

○告示年月日 令和元年6月 3日（月）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和元年6月 3日（月） 午後1時26分

○閉 会 令和元年6月 3日（月） 午後2時40分

○出席議員（13名）

1番	谷 口 雄 一	2番	長 岡 一 夫
3番	西 山 幸千子	5番	大 倉 博
6番	岡 田 勇	7番	宮 崎 睦 子
8番	柚 木 弘 子	9番	吉 岡 克 弘
10番	杉 岡 義 信	11番	山 本 和 延
12番	廣 尾 正 男	13番	小 西 啓
14番	杉 浦 正 省		

○欠席議員（1名）

4番 河 口 靖 子

○会議録署名議員

1番	谷 口 雄 一	2番	長 岡 一 夫
----	---------	----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木 村 要	理事（木津川市長）	河 井 規 子
理事（笠置町長）	西 村 典 夫	理事（和束町長）	堀 忠 雄
理事（南山城村長）	手 仲 圓 容		
会計管理者（精華町会計管理者）	俵 谷 浩 二		

○事務局職員出席者

事務局長	福 田 全 克	次長	國 子 慶 順
主査	南 山 新 治		

○議 事 日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

○追加議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任について
- 第 7 議案第 7 号 専決処分の承認について
- 第 8 議案第 8 号 相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負
契約の締結について

令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

令和元年6月3日（月）

大谷処理場 会議室

（午後1時26分 開会）

○事務局長 皆さん、こんにちは。事務局長の福田でございます。定刻4分前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から始めさせていただきます。

本日は、各市町村におかれましては、6月定例議会等々を控え、公私とも何かとお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会でございますけれども、組合を構成する市町村のうち、4月に木津川市と和東町で議会議員選挙があり、精華町では、5月に役員改選等によりまして、本組合議員の改選がありました。このことにより、現在、議長、副議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

つきましては、出席議員の中で、廣尾正男議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。廣尾議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長 皆さん、こんにちは。ただ今、事務局からご紹介をいただきました廣尾正男でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ち、先ほど事務局からもございましたが、木津川市議会におかれましては、5月17日に、和東町議会におかれましては、5月10日にそれぞれ初議会が開会され、精華町議会におかれましては、5月21日に、議長等の改選によりまして、本組合議会議員が新たに選出されました。それでは、ただ今の着席の順で谷口雄一議員から自席にて順次自己紹介をお願いいたします。

○谷口議員 木津川市議会の谷口です。よろしくお願いします。

○長岡議員 木津川市議会の長岡です。よろしくお願いします。

○西山議員 木津川市議会の西山です。よろしくお願いします。

○大倉議員 笠置町議会の大倉です。よろしくお願いします。

○岡田議員 和東町議会の岡田です。よろしくお願いします。

○宮崎議員 精華町議会の宮崎です。よろしくお願いします。

○柚木議員 精華町議会の柚木です。よろしくお願いします。

○吉岡議員 南山城村議会の吉岡です。よろしくお願いします。

○杉岡議員 笠置町議会の杉岡です。よろしくお願いします。

- 山本議員 木津川市議会の山本です。よろしくお願いします。
- 小西議員 和束町議会の小西です。よろしくお願いします。
- 杉浦議員 精華町議会の杉浦です。よろしくお願いします。
- 臨時議長 どうもありがとうございました。最後に、私は、南山城村議会選出の廣尾正男でございます。よろしくお願いします。以上で自己紹介を終わります。

続いて、組合理事者等の紹介を事務局からお願いします。

- 事務局長 それでは、組合理事者等の紹介を事務局からさせていただきます。

理事会代表理事の木村要、精華町長です。

- 木村代表理事 よろしくお願いいたします。
- 事務局長 理事の河井規子、木津川市長です。
- 河井理事 よろしくお願います。
- 事務局長 同じく理事の西村典夫、笠置町長です。
- 西村理事 よろしくお願います。
- 事務局長 同じく理事の堀忠雄、和束町長です。
- 堀理事 よろしくお願います。
- 事務局長 同じく理事の手仲圓容、南山城村長です。
- 手仲理事 よろしくお願います。
- 事務局長 会計管理者の俵谷浩二、精華町会計管理者です。
- 俵谷会計管理者 よろしくお願います。
- 事務局長 続いて、事務局の國子次長です。
- 國子次長 よろしくお願います。
- 事務局長 同じく南山主査です。
- 南山主査 よろしくお願います。
- 事務局長 最後に、わたくし事務局長の福田でございます。以上で、紹介を終わらせていただきます。
- 臨時議長 どうもありがとうございました。次に、代表理事からあいさつを受けます。

- 代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事の精華町長の木村でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本議会は、去る4月21日に議会議員選挙がありました木津川市議会では5月17日に、和束町議会では、5月10日にそれぞれ初議会が開催され、また、精華町議会におかれましては、去る5月21日に議長等の改選がなされましたことから、本組合議会議員が選出されましたことによ

り、新たに組合議会議員となられました皆さま方を迎えての議会となります。今回、新たに本組合議会の議員となられました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行政の推進にご支援、協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。広域事務組合の理事会におきましても、4月の木津川市長選挙におかれまして4選を果たされました河井市長様を引き続き、理事として迎え、相楽地域の広域行政の課題の解決をめざし、それぞれの市町村が最大限の協力をしていくことを確認しているところでございます。これからも、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、ここで2月18日に開催しました定例議会以降の本組合の主な取り組みと本組合の共同処理事務ごとの平成30年度実績等につきまして報告申し上げます。1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。平成30年度の大谷処理場への搬入量は、し尿が、5,254キロリットル、浄化槽汚泥が、8,822キロリットル、合わせて14,076キロリットル、前年度比で、28.7キロリットル、0.2パーセント減少となり、公共下水道などの普及もありますが、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。平成30年度の施設処理及び運転管理は、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運転管理が行われております。

次に、大谷処理場基幹的設備改良事業に係る業者選定等につきましては、3月20日に構成市町村からの委員で構成されます「入札参加資格等審査委員会」(第2回)を開催し、業者から提出されました技術提案書の審査をし、審査の結果、入札参加業者を決定したところであります。4月17日には、業者に技術提案書審査結果の通知をし、5月8日に入札を執行し、落札業者と5月13日に仮契約を締結いたしました。また、5月24日には、同事業に伴う施工監理業務委託に係る入札を執行いたしました。この基幹的設備改良事業は、循環型社会形成推進交付金を活用して実施いたしますが、4月1日、5,896万3千円の内示がございました。詳細は、この後、提案いたします議案において説明をさせていただきます。

2点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。センターでは、消費生活相談員による相談業務をはじめ、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。平成30年度の相談件数は、592件で、24件、前年度比、4.2パーセントの増となり、相談の傾向といたしましては、一番多い相談は、はがきによる特定消費料金の滞納などの支払先不明の架空請求関係で99件、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で61件、迷惑メール、不審電話などで46件となっています。次に、消費者教育・啓発事業といたしまして、「消費生活講座」を6回開講し、延べ115人の方が参加されました。また、悪質商法等に関する

意識を高め、消費者被害を防止するため、「消費生活出前講座」を、計28回、820人の方々を対象に実施いたしました。見守りネットワークへの支援につきましては、和束町民生児童委員協議会に4回、88人を対象に消費者被害の事例に関する情報提供を行いました。

さらに、学校への出前授業を8校20回711人の児童・生徒を対象に実施いたしました。次に、今年度の取組として、5月の消費者月間に合わせ、「消費生活フェスタ2019」を各市町村、京都府山城広域振興局、京都府木津警察署、奈良県消費生活センター、奈良市消費生活センター、などと連携し、5月11日にイオンモール高の原で実施、参加者は約300人でありました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。平成30年度の受診者数は、1,036人で、平均しますと1日あたり、14.4人となりました。疾患別では、呼吸器感染症に区分されます風邪の症状が47%、伝染性ウイルスに区分されますインフルエンザ等が33%、消化器感染症に区分されます胃腸炎、腸炎の症状が9%の順となっております。また、ゴールデンウィークの受診者数は、9日間で182人、1日当たり受診者数は、平均20人でありました。

4点目は、「相楽会館」についてでございます。ご承知のとおり、貸室は大ホールのみで、平成30年度実績は、31件、2,604人の利用でありました。

5点目でございますが、特別会計の、「ふるさと市町村圏振興事業」では、基金7億円の運用については、定期預金とし、金融機関5行から預金金利見積を徴取した結果、京都やましろ農業協同組合木津支店に、3年の定期預金、金利0.145%で預託いたしました。また、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をするとともに、「お茶の京都」を活用した広域観光事業といたしまして、「お茶の京都」広域観光事業交付金交付要綱に基づき、5市町村に交付金(総額300万円)を交付いたしました。

以上が、今日までの経過でございます。さて、今臨時会に提案いたします議案は、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてなど3件であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今から、令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会します。本日の会議に欠席の通告議員は、河口議員であります。ただ今の出席議員は13名で定足数に達しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、臨時議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席として、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長 日程第2、議長の選挙を議題とします。議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に杉浦正省議員を指名します。

おはかりします。ただ今、臨時議長において指名しました杉浦正省議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今臨時議長が指名しました杉浦正省議員が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長の当選承諾とあいさつをお願いします。杉浦正省議員

○杉浦議員 ただいま、議員皆さま方のご推挙をいただきまして、議長という大役をお受けすることとなりました。私、この議会、相楽郡広域事務組合議会の議長ですけれどもこれで2回目であります。しかしながら、まだまだ議長としての役割を十分に果たせるかどうかわかりません。議事をスムーズに進めるためには、皆さま方のご理解ご協力が必要であらうかと思っています。しかしながら、この組合議会し尿処理関係が主であります。皆さま方のしっかりとした監視機能を持って進めてまいろうではございませんか。どうかよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任に際しましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長 ありがとうございます。これをもって、臨時議長の職務を終了しました。御協力誠にありがとうございました。議長を交代いたします。

杉浦議長、議長席へお願いいたします。

○議長 引き続き開催させていただきます。

議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、職員に追加議事日程を配付させます。

(職員 追加議事日程配付)

○議長 お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっています。

よって、議長において議席を指定いたします。

議席は、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

○議長 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

1番、谷口雄一議員、2番、長岡一夫議員を指名します。

○議長 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期を、本日1日間とすることで、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

○議長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。副議長に、小西啓議員を指名します。

おはかりします。ただ今、議長において指名しました小西啓議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今議長が指名しました小西啓議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました小西啓議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の当選承諾とあいさつをお願いします。小西啓議員

○副議長 ただ今、相楽郡広域事務組合議会の副議長を仰せつかりました小西でございます。

議長を支えながら、一生懸命頑張っていきたいと存じますので、議員の皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

○議長 追加日程第5、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、相楽郡広域事務組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、委員の定数は5人とし、各市町村より1人をもって組織することになっております。現在、笠置町議会の杉岡議員、南山城村議会の廣尾議員のお二人が議会運営委員会の委員であり、このたび改選がございました木津川市議会、和束町議会及び精華町議会からの議会運営委員会の委員を選任するものでございます。議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に木津川市議会の山本和延議員、和束町議会の岡田勇議員、精華町議会の宮崎睦子議員を指名いたします。

○議長 以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○西山議員 すみません。

○議長 はいどうぞ。

○西山議員 申し訳ないです、あとで同意第1号で木津川市の山本議員は監査の方に入りますが、議会運営委員会の性質上、重ならない方がいいのではと思います。そのところ私たちは木津川市議会の方なんですけれど。いったん休憩してもらって。

○議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長 それでは再開いたします。先ほど西山議員から質問がありました監査委員と議運の兼ね合いはいかがなものかというものでございましたが、この議会10年も前からこのように進めおり

ます。しかし今後、議運でこれについては検討していくということで、こういうことで一つよろしくお願ひいたします。これでよろしいですね、西山議員。

○西山議員 はい。

○議長 それではもう一度最初からいかせていただきます。議会運営委員会委員の選任については、相楽郡広域事務組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、委員の定数は5人とし、各市町村より1人をもって組織することになっております。現在、笠置町議会の杉岡議員、南山城村議会の廣尾議員のお二人が議会運営委員会の委員であり、このたび改選がございました木津川市議会、和束町議会及び精華町議会からの議会運営委員会の委員を選任するものでございます。議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に木津川市議会の山本和延議員、和束町議会の岡田勇議員、精華町議会の宮崎睦子議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、山本和延議員、岡田勇議員、宮崎睦子議員を議会運営委員会の委員に指名することに決定いたしました。それでは、ここで議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の内選をお願いいたします。委員会は隣の事務室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。職員に名簿を配付させます。

(職員 名簿配付)

○議長 議会運営委員会での正副委員長の内選の結果を報告いたします。

別紙名簿にありますとおり、委員長に宮崎睦子委員、副委員長に岡田勇委員が、それぞれ選任されました。

○議長 追加日程第6、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを議題とします。

それでは、ここで地方自治法第117条の規定により、山本和延議員の退席を求めます。

(山本和延議員 退席)

○議長 本案について提案者の説明を求めます。

○木村代表理事　それでは、同意第１号を提案させていただきます。

同意第１号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について。

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第２９２条において準用する同法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

お名前は、山本和延さま、ご住所は、京都府木津川市相楽大里５５番地、生年月日は、昭和２９年３月５日でございます。

経歴でございますが、平成２３年４月木津川市議会議員に当選され、現在３期目でいらっしゃいます。令和元年５月から木津川市議会議長にご就任されました。

令和元年６月３日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

議員のうちから選任する監査委員として、山本和延氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長　以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　なければこれで質疑を終わります。

討論を省略しておはかりすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。これより採決を行ないます。

同意第１号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

○議長　起立全員であります。

よって、同意第１号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

山本和延議員の入場を認めます。

（山本和延議員　入場）

○議長　山本和延議員に申し上げます。監査委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

○議長　追加日程第７、議案第７号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

○木村代表理事　それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、専決処分の承認について地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和元年6月3日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日に専決処分したものであります。

なお、詳細については、事務局から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。事務局。

○國子次長　はい、議長。事務局の國子でございます。それでは、議案第7号、専決処分の承認、についての補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、大谷処理場基幹的設備改良事業にかかります債務負担行為を再度設定するため、平成31年度一般会計補正予算（第1号）を平成31年4月1日付で専決処分したものでございます。

まず、経過を説明いたします。

平成30年11月19日開会の定例議会におきまして、平成30年度一般会計補正予算（第1号）として、公募型指名競争入札に係る公告期間及び準備期間の確保、並びに事業期間が複数年度にわたることから、期間を平成30年度から3か年、限度額を9億558万円とする債務負担行為を計上いたしました。

それでは、議案の2ページ、3ページをお開きください。今回の補正予算の内容でございますが、3ページの第1表に記載のとおり、期間を平成31年度から2か年、限度額を、9億558万円とするものでございまして、昨年度に債務負担行為を設定しました限度額は変更せずに、期間を平成31年度から2か年とするものでございます。これは、平成30年度に債務負担行為を設定しておりましたが、契約の締結まで至らなかったためでございます。以上、議案第7号の補足説明といたします。

○議長　以上で、議案の説明が終了しました。これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　なければ質疑を終ります。

○議長　これより、討論を省略しておはかりすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。よってこれより採決を行ないます。

議案第7号、専決処分の承認についてを採決します。この採決は、起立によって行ないます。原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号、専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

○議長 追加日程第8、議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結についてを議題とします。議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

○木村代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結について相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1 工事名、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法、公募型指名競争入札
- 3 契約金額、8億2,080万円
- 4 契約の相手方、住所は、大阪市此花区西九条五丁目3番28号、会社名は、浅野アタカ株式会社大阪支店、代表者名は、支店長 田口公重でございます。

令和元年6月3日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事につき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細については、事務局長から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。それでは、議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げます。

大谷処理場基幹的設備改良事業の経過等につきましては、2月の定例会でもご説明を申し上げたところでございますが、組合議会の改選等ございましたので、あらためて説明をさせていただきます。

まず、大谷処理場基幹的設備改良工事の計画概要でございますが、現施設において、引き続き、し尿を安全かつ衛生的に処理するとともに、し渣及び脱水汚泥の乾燥焼却施

設を停止し、民間の処理施設にて外部処理する計画であり、処理規模も既設 7 6 k1/日から改良後 3 4 k1/日に半分以下に縮小し、施設の効率化運転や積極的な C O 2 排出量の削減により、地球温暖化対策に寄与するとともに、施設全体の長寿命化、延命化を推進するものでございます。施設の長寿命化に際しましては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）」として実施します。

次に、今回の大谷処理場基幹的設備改良工事の入札方式につきましては、近年の廃棄物処理施設建設工事等に多く採用されております一般競争入札のうち、「公募型指名競争入札」の方式によって実施をいたしました。この「公募型指名競争入札」は、公募により技術資料を提出させ、入札審査会を設置し、その資料を審査して入札参加者を指名する方式でございます。公募型指名競争入札での請負業者の決定においては、技術提案の定量化審査により、改良工事への適合性が高い業者を選定し、最終的に入札で落札者を決定するものでございます。廃棄物処理施設の整備工事における発注方式につきましては、一般的な公共工事で発注される図面発注方式とは違い、施設の各メーカーの特許やノウハウ等に基づく特殊な設備装置の集合体であることから、設計と施工を併せて発注する「設計・施工一括発注方式」いわゆる「性能発注方式」で行われることが一般的でございます。大谷処理場基幹的設備改良工事の実施に当たりましては、周辺環境へ十分配慮しつつ、効率的な処理を行えるよう配慮する必要があります。組合では、処理の安心、安全はもとより、効率的、合理性に配慮しつつ、経済的な施設整備を行うため、改良工事の設計・施工業者を公募型指名競争入札方式により決定いたしました。それでは、入札までの経過等を説明いたしますので、議案第 7 号、議案第 8 号、参考資料の 1 ページをご覧ください。真ん中あたりの、平成 3 0 年度のところをご覧ください。平成 3 0 年 5 月 1 8 日以降、「公募型指名競争入札実施要綱、発注仕様書等」の作成及び「生活環境影響調査報告書」の作成等業務について、株式会社日産技術コンサルタント京都事務所に委託をして進めて参りました。2 ページをお開きください。1 行目でございます。

1 1 月 2 9 日には、第 1 回入札参加資格等審査委員会を開催し、公募型指名競争入札実施要綱、技術提案書公募要領、技術提案仕様書等の作成を行いました。1 2 月 3 日に技術提案書公募要領を組合、市町村の掲示場、ホームページへの掲載、更には、環境産業新聞社のホームページにより、公告し、1 2 月 3 日から 1 4 日まで技術提案書公募要領の配付し、1 2 月 1 7 日から 1 9 日まで参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、1 2 月 1 8 日に浅野環境ソリューション株式会社、1 社から提出がありました。参加資格審査の後、1 2 月 2 5 日に参加資格審査の通知をしましたところ、平成 3 1 年 2 月 1 2 日に技術提案書が提出されました。

その後、3 月 2 0 日には、第 2 回入札参加資格等審査委員会を開催し、技術提案書を審査いたしました。技術提案書の審査基準につきましては、「技術提案書公募要領」にも

記載しておりますが、提出された技術提案書を、技術提案仕様書との整合性を確認、各図書間における整合性の確認及び提案された費用の相互関係を通じて、各々の評価を行い、各項目の合計を最高100点として技術提案書を評価しました。改良工事への適合性が高いと判断する技術提案書は、総合評価点が75点以上のものとししました。評価結果ですが、公募を実施した結果、応募業者は1社であり、応募のあった浅野環境ソリューション株式会社の技術提案書の評価結果は、81点で、総合評価点が75点を超えているため、改良工事への適合性が高いと判断し、審査会において、浅野環境ソリューション株式会社を入札参加業者に決定されました。

なお、浅野環境ソリューション株式会社は、4月1日にアタカメンテナンス株式会社と合併をして「浅野アタカ株式会社」と社名が変更になっております。4月17日付けで浅野アタカ株式会社に対しまして「大谷処理場基幹的設備改良工事の技術提案書の審査結果及び入札について」の通知をし、5月8日に入札を行いました。

入札につきましては、1社を指名し、応札は1社でありました。入札の結果、落札人に「浅野アタカ株式会社大阪支店」、落札金額は、8億2080万円、税込みでございまして、予定価格が、8億3180万4120円、税込みでございましたので、落札率は98.7パーセントとなっております。なお、5月13日には、落札事業者と仮契約を締結いたしております。先にも説明申し上げましたが、今回の発注方式は、設計・施工一括発注方式ですので、本契約締結後、提案内容に従いまして実施設計、また各種関係機関との調整協議に取りかかり、実施設計（約4か月程必要）がまとまりましたら改良工事に着工ということになります。なお、工事着工は、10月以降になる予定でございます。次に、3ページには、現施設と計画施設の比較表を、4ページには、スケジュール（案）をお示ししておりますので、あわせてご覧いただければと存じます。

以上、議案第8号の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長　以上で、議案の説明が終了しました。これより質疑を行ないます。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長　なければ質疑を終わります。

○議長　討論を省略しておはかりすることに。はい、質疑ですか。質疑は終わりました。受け付けません。

これより討論をおこないます。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　なければこれで終わります。

おはかりいたします。

議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結につ

いてを採決します。この採決は、起立によって行ないます。原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長 本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけですが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。本日は、大変ご苦労様でした。

なお、この後、大谷処理場の施設見学を行いますので、ご希望されます議員の皆さまは、御残りください。

(午後2時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会臨時議長 廣尾 正男

相楽郡広域事務組合議会議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 谷口 雄一

〃 長岡 一夫